

有田市農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者募集要領

農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより農業委員会委員の選出方法が選挙制から市議会の同意を要件とする市長の任命制に改められたほか、農業委員会の組織体制や役割などが見直され、農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を農業委員会の委嘱により設置することが義務付けされました。

これにより農業委員会委員候補者については市長が、農地利用最適化推進委員候補者については農業委員会がそれぞれ農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集によりこれらの候補者を求め、これらの委員を決定しなければならぬことになりました。

つきましては、これらの委員候補者を次のとおり募集します。

1 推薦及び募集の対象

- (1) 農業委員会委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

2 募集期間

いずれも 令和8年2月10日（火）から令和8年3月10日（火）まで

3 応募方法

別添の推薦申込書又は応募申込書に所要事項を記入し、期間までに有田市農業委員会事務局へ提出してください。なお、提出された推薦申込書及び応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ 郵送及びメール並びにFAXによる提出は受け付けません。

※ 推薦及び募集の状況は、法令等の規定により推薦申込書及び応募申込書に記載された事項のうち、住所事項を除き全て公表となりますのでご承知ください。

4 候補者の選定

推薦若しくは応募による候補者の総数が、第7項に規定する定数を超えた場合

評価委員会・選考委員会等によりそれぞれの候補者を選定します。

5 選考の結果

選考結果は、令和8年6月中旬以降に本人宛に郵送通知します。

6 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的には使用することはありません。

7 定数

- (1) 農業委員会委員 14人 {希望地区のある推薦（3名以上の農業者又は団体）及び応募の候補者は、原則、認定農業者として市に登録されている方をお願いします。}

- (2) 農地利用最適化推進委員 12人（別紙1の各農地利用最適化推進委員が担当する区域に1人）

8 任期

- (1) 農業委員会委員

任命の日（令和8年7月20日）から3年間

- (2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

9 職務

(1) 農業委員会委員

農地転用、農地権利移動、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等に基づいて農業委員会の権限に属する事項について審議、現地の確認等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議（定例会）は、毎月1回（毎月10日前後）の開催となります。また必要に応じて研修会等へ出席及び農地利用最適化推進委員と同等に現場調査を実施していただく場合もあります。

(2) 農地利用最適化推進委員

担当区域（別添のとおり）の、農地の無断転用の防止・解消などを図るためのパトロール調査などのほか、農業者や農業者が組織する団体等と話し合いを行い、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査などが主な職務となります。また農地の権利移動など必要に応じ農業委員会の会議（定例会）へ出席していただき、報告等を行っていただく場合もあります。また必要に応じて研修会等へ出席していただく場合もあります。

10 身分及び報酬額

いずれも地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の非常勤職員で、
「有田市非常勤委員等の報酬及び費用弁償費用弁償条例」の規定に基づき報酬を支払います。

11 問い合わせ先

〒649-0392

和歌山県有田市箕島50

有田市農業委員会事務局

電話0737-83-1111（内線261）

別紙1

区域名	定員 (人)
糸我地区	1
宮原地区	2
保田地区	3
箕島・中央地区	3
宮崎地区	1
港町地区	1
初島地区	1